

名古屋市健康福祉局広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康福祉局が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、健康福祉局の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次に掲げるものをいう。

- (1) 健康福祉局が発行する印刷物等であって広告掲載が可能なもの
- (2) 健康福祉局が所管するウェブサイト
- (3) その他資産を所管する課・室・公所の長が別に定めるもの（ただし、あらかじめ健康福祉局広告審査会（以下「審査会」という。）の承認を受けたものに限る。）

(広告の範囲)

第3条 広告媒体への掲載は、名古屋市広告掲載要綱第4条各号に該当しない範囲で行うものとする。

- 2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からのリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者のウェブサイトのトップページとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告掲載を行う広告媒体を所管する課・室・公所（以下「所管課」という。）の長が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定め行うものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料

(5) 広告の選定方法

(6) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の決定)

第5条 所管課の長は、この要綱及び前条の募集要領の定めるところにより広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、あらかじめ審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載に係る契約)

第6条 広告掲載に係る契約は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）及び名古屋市契約事務手続要綱に基づき、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により行うものとする。

(広告主の責務)

第7条 前条の規定により広告掲載に係る契約を締結した者（以下「広告主」という。）は、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第8条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(健康福祉局広告審査委員会の設置)

第9条 次に掲げる事項について審査するため、審査会を設置する。

(1) 第2条第3号の承認に関すること

(2) 第5条の承認に関すること

(3) その他広告媒体への広告掲載を適正に行うために必要な事項

2 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 3 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指定する者が委員長の職務を代理する。
- 4 審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 5 審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。
- 6 審査会は、委員長及び委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。
- 9 審査会の庶務は、健康福祉局総務課が処理する。

(その他)

第 10 条 その他広告掲載につき必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

委 員 長	総務課長
委 員	介護保険課長 障害企画課長 保護課長 保健医療課長 総務課経理係長 総務課企画係長

